年度	¦ 年号				
	 	A	В В	· — 	<u>C</u>
1968	I 昭和43		 	 	
1969	昭和44		_ <u>i</u>	<u> </u>	
1970	昭和45		_1	i	
1971	昭和46		¦ —		
1972	昭和47			İ	
1973	; I 昭和48	評 x 0.5 x 0.2	į	; 	
				i	
1974	¦ 昭和49	評 x 0.5 x 0.6	評 x 0.5 x 0.2		
1374		N 0.5 X 0.0		¦	
1975	昭和50	評 x 0.5 x 1.0	評 x 0.5 x 0.4	. — — İ	
1976	¦ 昭和51	評 x 0.5 x 1.0	評 x 0.5 x 0.7		
1310	H口小口3.T	農地課税相当額	農地課税相当	額	
1977	I 昭和52		評 x 0.5 x 1.0	- — <u>į</u> !	
T J I I	н натыза 	_	農地課税相当	額	
1978	昭和53	<u> </u>	_	<u> </u>	
1979	昭和54	<u> </u>	_ _	 	
1980	昭和55	<u> </u>	_	. 	
1981	昭和56	<u> </u>			1
1982	l H 昭和57				
1983	! ! 昭和58		/	/	
1984	l 出 昭和59		1	[]	
1985	昭和60		1 !	[]	
1986	昭和61		/ !	/	
1987	昭和62		l i	/	
1988	昭和63		i	/ i	
1989	昭和64/平成1	/			
1990	平成2				
1991	平成3	1	 		
1992	平成4		!		
1993	平成5	1	į	/ i	

1995 1996 1997	平成7 平成8 平成9			
1998	平成10			
1999	平成11			
2000	l 平成12			
2001	平成13			!
2002	平成14	<i> </i>		
2003	; I 平成15	l		
2004	平成16			
2005	平成17			
2006	· 平成18			
2007	平成19			<u> </u>
2008	平成20			
2009	平成21			!
2010	平成22			;
2011	平成23			
2012	平成24			
2013	平成25			
2014	平成26			
2015	平成27	<i> </i>		<u> </u>
2016	平成28	i		i
2017	平成29			
2018	平成30			
2019	平成31/令和1			
2020	令和2	<i> </i>	1	
2021	令和3	<i> </i>	1	
2022	令和4]		
2023	令 和5			

宅地並み課税
/
V
(評 x 0.333 x 税率)
農地並み評 x 0.333 x 1.4%
ただし、税率1.4%は±0.3%(市区町村による)
\downarrow
T ↓
L <u>``</u>

<u> </u>
<u> </u>
L
↓
↓
<u> </u>
<u> </u>

·			
↓			
			
<u>-</u>			
<u> </u>			
\downarrow			
<u> </u>			
\downarrow			
<u></u>			
<u> </u>			
↓			
			
<u> </u>			
\downarrow			
F			
↓			
			
L			
↓			
\downarrow			
L'			
<u> </u>			
- 			
↓			
\downarrow			
 農地並み評 x 0.333 x 1.4%			
辰地並み計 x 0.333 x 1.4% ただし、税率1.4%は±0.3%(市区町村による)			
農地並み評価額は、評価額×面積			

固定資息

生産緑地	生産緑地指定面積変動(三大都市) / ha
/	
宅地並み評価額 x 0.333 x 1.4%	
\downarrow	
↓	
	
↓	
├	
↓	
↓	15109
↓	15319

	15460
T	15485
T.	15541
T.	15462
T.	15415
T	15337
T	15281
T.	15171
T.	14892
T	14738
T.	14731
T.	14735
T	14626
T	14419
T	14300
T	14189
 	14125
↓	13992
↓	13801
↓	13582
↓	13341
↓	13110
↓	12901
	12629
	12415
\	12415
T	12214
 	12034
	11837
↓	11607
▽ ₩光 7.≅巫無痴 . 0 222 . 1 40/	nana
宅地並み評価額 x 0.333 x 1.4%	none
宅地並み評価額は、(路線価 — 造成費)x 面積	

左の値の1992年の面積を100とする	その他扱い
	市街化区域農地は10年以内に宅地化を図るべき
	市街地化優先の都市計画
	宅地並み評価・課税の制定
	宅地並み評価の実施
	宅地並み課税の実施延長
	地方では宅地並課税を当面適用しない
	特定市街地のA農地のみに宅地並課税開始
	「アメ法」(飴と鞭)の交付・施行
	旧生産緑地法制定
	一部地域を生産緑地化
	法律として、宅地並み課税のあるA・B農地での
	固定資産税 <u>減税</u> 制度が制定された。
	
	
	世代 曲 W 女 曲 W 出 中 の 5D 六
	長期営農継続農地制度の設立
	<u> </u>
	<u> </u>
	生産緑地法の一部を改正
100	
101.3	1

102.3	
102.4	
102.8	
102.3	
102	
101.5	
101.1	
100.4	
98.5	
97.5	
97.4	
97.5	
96.8	
95.4	
94.6	
93.9	
93.4	
92.6	
91.3	
89.8	
88.2	
86.7	
85.3	
83.5	
82.1	生産緑地制度を大規模に更新する、
	年農地貸借方が制定された。
80.8	
79.6	
78.3	
76.8	
none	

A農地に対して新たな「宅地並み課税」をし始めたが、従来の税金との差額を奨励金という形で返金したため、宅地並み課税は確立できなかった。

そのため、「アメ法」(宅地化促進臨時措置法)の交付・即日施行で農地の減少を図る。

-部の地域において、政府による税制優遇などの保護を受けることができる。

宅地化促進地域では生産緑地に指定することができない。

↓ 保護への転換 固定資産税の安定・低額化

「市街化区域 = 概ね十年以内に都市化を完了する地域」としながらも、

「優良な農地の存在は良好な都市環境に不可欠」との意識が高まったことにより、

暫定的な税額の滅額措置を改め、継続的な農地なみ課税の実現をした。

※A,B,C農地の区分廃止、

条件・概要)

- ① 規模 = 一団(6m以上道路や宅地を挟んで離れていないこと)又は経営工作面積が990㎡以上
- ② 期限 = 10年、再申請は永久に可
- ③ 指定から五年ごとに猶予額免除(中途転用は最大五年遡及して猶予税額+利子税納税)

農地への課税のみを緩和し過ぎたことによる批判が表面化したため、

特に問題となり得る、相続税納税猶予が20年で執行されることや、生産緑地指定の面積基準がな

 **ここなこの以言で100c。 条件・概要) ※ 一種・二種の廃止 ① 規模 = 一団で500㎡
② 期限 = 永久 ③ 指定から五年ごとに猶予額免除(中途転用は最大五年遡及して猶予税額+利子税納税) ④ 買取請求 = 30年以降又は主たる従事者の死亡・故障
サ
生産緑地にしている農地での貸し借りを円滑に行うために、 農地法による自動的更新制度が例外的に解除される、都市農地貸借法が制定された。 自動的更新制度とは •••
農地法によって制定されたもので、通常、農地の貸出契約の期限が切れたとしても耕作していれば契約は継続される。(知事の許可がある場合は、打ち切りが可能)

参考サイト

A農地 宅地の平均価格以上、または5万円/坪以上の農地

B農地 宅地の平均価格の2分の1以上で宅地の平均価格未満で

C農地 宅地の平均価格の2分の1未満又は1万円/坪未満の農:

https://coasys.co.jp/note/production-green/farmland-tax-urban/

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/kotei_tosi.html#ko_02_07 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/kotei_tosi.html

あるもの(1万円/坪未満の土地を除く)

地

.